

市民自治推進会議委員謝礼等に係る住民訴訟経緯について

年月日	案件	内容
平成23年	11月18日 住民監査請求①	【請求概要】 要綱設置の24の委員会委嘱委員に対する報酬の支払いが違法であるため、市は6,759,620円の全額を市に返還すること。
平成24年	1月10日 第15回市民自治推進会議開催	(仮称)生駒市市民投票条例(案)についての検討
	1月13日 住民監査請求に係る監査の結果について(勧告)(生監第131号)	【監査結果(勧告)】 ・請求人の求める措置請求を棄却 ・24の委員会について、設置目的、業務の実態等を精査し、条例に基づいて設置すべきものとそうでないものを整理した上で、適切な措置を検討し、9ヶ月以内に報告すること。
	1月17日 第16回市民自治推進会議	・(仮称)生駒市市民投票条例(案)について及び(仮称)生駒市市民参画と協働指針(案)の策定についての検討 ・同日に、(仮称)生駒市市民投票条例(案)の提言書を市長に提出。
	3月13日 住民監査請求②	【請求概要】 ・市長は1月13日勧告後に開催された1月17日の委員謝礼67,000円を市に払う。 ・違法に設置された市民自治推進会議の解散及び同会議から市長への答申(提言)を全て無効にすること
	3月28日 第17回市民自治推進会議開催	(仮称)生駒市市民参画と協働指針(案)について
	5月7日 住民監査請求に係る監査の結果について(勧告)(生監第27号)	【監査結果(勧告)】 (1)推進会議を存続させるか否か、存続する場合は、条例に基づく附属機関として設置するなど、適切な措置を講じ、10月13日まで報告すること。 (2)上記報告までの間、同会議の活動を停止するための適切な措置を講じ、その結果を5月31日までに報告すること。
	5月16日 住民訴訟(奈良地裁)	同日受付。事件番号:平成24年(行ウ)第7号 損害賠償請求事件 被告生駒市長山下真 【請求趣旨】 1. 被告は山下真に対して、金6万7000円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を生駒市に支払うように請求せよ。 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
	5月17日 住民監査請求に係る監査の結果(勧告)により行った措置について(通知)(生市活第69号)	勧告を踏まえ、5月14日に開催予定の推進会議の開催中止し、今後は上記勧告(1)の措置を講ずるまで会議の開催は行わないこととする。
	9月18日 生駒市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についての議案提出(議案第64条)	第10章 第55条市民自治推進委員会の項目を追加 (市民自治推進会議を自治基本条例に基づく会議体として位置付けるため条例の一部を改正するもの)
	10月4日 生駒市議会第5回定例会にて修正可決	
	10月9日 生駒市自治基本条例の一部を改正する条例公布(生駒市条例第29号)	
	10月11日 住民監査請求に係る監査の結果(勧告)により行った措置について(通知)(生市活第155号)	H24年9月議会に条例案を提案し、可決され、附属機関として設置した旨を報告。

市民自治推進会議委員謝礼等に係る住民訴訟経緯について

年月日	案件	内容
4月23日	口頭弁論終結日(奈良地裁)	
6月25日	判決	【主文】 1. 被告は、山下真に対し、6万7000円及びこれに対する平成24年5月29日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。 2. 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は被告の負担とする。
7月3日	・訴訟の提起(控訴)の専決処分 ・議会運営委員会において訴訟の提起の専決処分の報告	
7月4日	控訴(大阪高裁)	平成25年(行コ)第128号損害賠償請求控訴事件 【控訴の趣旨】 1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人の請求を棄却する。 3. 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は第1、2審とも被控訴人の負担とする。
9月17日	H25年9月議会において専決処分につき承認を求めることについての了承	
9月26日	口頭弁論終結日	
11月7日	判決(大阪高裁)	【主文】 1. 原判決を取り消す。 2. 被控訴人の請求を棄却する。 3. 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は、第1,2審とも被控訴人の負担とする。
11月13日	上告受理申立て(最高裁)	同日大阪高等裁判所受付 事件番号 平成25年(行ノ)第68号 上告受理申立て事件 【申立の趣旨】 1. 本件上告を受理する。 2. 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

平成
25
年